

令和3年広島県議会12月定例会に提案された
教育委員会関係の議案に対する意見について

令和3年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年12月22日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

令和3年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

- (1) 令和3年度教育委員会関係補正予算案…………… P 2～ 8
- (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案…………… P 9～23
- (3) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例案・ P24～27

3 臨時代理年月日

令和3年12月8日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

- (2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

令和3年広島県議会 12月定例会提案事項

1 令和3年度一般会計補正予算

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	28,299,807	△ 150,760	28,149,047	義務教育費負担金△201,424 教育指導費補助金7,867 高等学校費補助金41,479 特別支援学校費補助金1,318
教育委員会計	38,176,399	△ 150,760	38,025,639	

(2) 歳出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
教育委員会費	30,649	△ 147	30,502	給与改定に伴う補正△147
事務局費	3,162,612	△ 18,487	3,144,125	給与改定に伴う補正△18,487
教育指導費	1,446,125	7,867	1,453,992	教育情報化推進事業費7,867
教職員費 (小学校費)	53,845,301	△ 416,453	53,428,848	給与改定に伴う補正△416,453
教職員費 (中学校費)	32,215,949	△ 233,982	31,981,967	給与改定に伴う補正△233,982
高等学校総務費	38,052,535	△ 265,430	37,787,105	給与改定に伴う補正△265,430
高等学校管理費	12,544,160	41,479	12,585,639	学校運営費41,479
特別支援学校費	16,342,113	△ 101,749	16,240,364	給与改定に伴う補正△103,067 学校運営費1,318
社会教育総務費	803,439	△ 5,937	797,502	給与改定に伴う補正△5,937
教育委員会計	159,945,455	△ 992,839	158,952,616	

【要求内容】

- 修学旅行キャンセル料補助事業（県立学校分） 31,246 千円
・新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止等した県立学校において、保護者の経済的な負担軽減のため、キャンセル料（企画料相当額）を支援
- 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 11,551 千円
・県立学校における感染防止対策を実施するために必要となる消毒液等の保健衛生用品を追加整備
- 県立特別支援学校入出力支援装置等整備事業 7,867 千円
・新型コロナウイルス感染症対策として、前倒しで整備を進めている一人1台のデジタル機器の活用において、障害により、機器の入出力に困難を抱える児童生徒のための入出力支援装置等を整備
- 給与改定に伴う補正 △1,043,503 千円
・令和3年4月の公民較差等に基づく給与改定

令和3年12月2日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)



議案に対する意見聴取について (依頼)

令和3年12月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 令和3年度教育委員会関係補正予算

令和3年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	正額	計
9 国庫支出金	28,299,807	△	150,760	28,149,047
歳入合計	38,176,399	△	150,760	38,025,639

総括

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				国支出金	特定財源		
					県債	その他	
10 教育費	159,925,455	992,839	158,932,616	△ 150,760	0	△ 842,079	
歳出合計	159,945,455	992,839	158,952,616	△ 150,760	0	△ 842,079	

2 歳 入							明
第 9 款 国庫支出金							
第 1 項 国庫負担金 (単位：千円)							
目	補正前の額	補正額	計	節 分		説	
				区	額		
5 教育費国庫負担金	22,354,732 △	201,424	22,153,308	義務教育費負担金	△ 201,424		
計	22,364,732 △	201,424	22,163,308				
第 2 項 国庫補助金							
9 教育費国庫補助金	5,890,496	50,664	5,941,160	教育指導費補助金	7,867		
				高等学校費補助金	41,479		
				特別支援学校費補助金	1,318		
計	5,890,496	50,664	5,941,160				

第10款 教育費 (単位：千円)

第1項 教育総務費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	県債	その他				
1 教育委員会 費	30,649	△ 147	30,502	0	0	0	△ 147	3 職員手当等 4 共済費	△ 124 △ 23	1. 給与改定に伴う補正 △147
2 事務局費	3,162, 612	△18,487	3,144, 125	0	0	0	△18,487	3 職員手当等 4 共済費	△15,455 △ 3,032	1. 給与改定に伴う補正 △18,487
4 教育指導費	1,446, 125	7,867	1,453, 992	7,867	0	0	0	10 需用費 17 備品購入費	6,529 1,338	1. 教育情報化推進事業費 7,867
計	5,056, 334	△10,767	5,045, 567	7,867	0	0	△18,634			

第2項 小学校費

1 教職員費	53,845, 301	△ 416, 453	53,428, 848	△ 116, 834	0	0	△ 299, 619	3 職員手当等 4 共済費	△ 350, 502 △65,951	1. 給与改定に伴う補正 △416,453
計	53,845, 301	△ 416, 453	53,428, 848	△ 116, 834	0	0	△ 299, 619			

第3項 中学校費

1 教職員費	32,215, 949	△ 233, 982	31,981, 967	△65,640	0	0	△ 168, 342	3 職員手当等 4 共済費	△ 196, 920 △37,062	1. 給与改定に伴う補正 △233,982
計	32,215, 949	△ 233, 982	31,981, 967	△65,640	0	0	△ 168, 342			

第10款 教育費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国支出金	特定財源	一般財源	区分	金額			
									県債		その他
第4項 高等学校費											
1 高等学校総務費	38,052,535	△ 265,430	37,787,105	0	0	0	△ 265,430	3 職員手当等 4 共済費	△ 223,339 △ 42,091	1. 給与改定に伴う補正	△ 265,430
2 高等学校管理費	12,544,160	41,479	12,585,639	41,479	0	0	0	10 需用費 18 負担金、補助及び交付金	11,341 30,138	1. 学校運営費	41,479
計	50,596,695	△ 223,951	50,372,744	41,479	0	0	△ 265,430				
第5項 特別支援学校費											
1 特別支援学校費	16,342,113	△ 101,749	16,240,364	△ 17,632	0	0	△ 84,117	3 職員手当等 4 共済費 10 需用費 18 負担金、補助及び交付金	△ 86,723 △ 16,344 210 1,108	1. 給与改定に伴う補正 2. 学校運営費	△ 103,067 1,318
計	16,342,113	△ 101,749	16,240,364	△ 17,632	0	0	△ 84,117				
第7項 社会教育費											
1 社会教育総務費	803,439	△ 5,937	797,502	0	0	0	△ 5,937	3 職員手当等 4 共済費	△ 4,941 △ 996	1. 給与改定に伴う補正	△ 5,937
計	1,486,979	△ 5,937	1,481,042	0	0	0	△ 5,937				
第10款 教育費											

令和3年12月8日

広島県知事様
(財 政 課)

広島県教育委員会
(総 務 課)

議案に対する意見聴取について (回答)

令和3年12月2日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和3年12月6日

広島県教育委員会様

広島県知事
(人事課)

令和3年広島県議会12月定例会に提出する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例案

2 議会への提出

令和3年広島県議会12月定例会

県第 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の二十</u></p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の十六</u></p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 <u>百分の十二</u></p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 <u>百分の六</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「<u>百分の二十</u>」とあるのは「<u>百分の十</u>」と、「<u>百分の十六</u>」とあるのは「<u>百分の八</u>」と、「<u>百分の十二</u>」とあるのは「<u>百分の六</u>」と、「<u>百分の六</u>」とあるのは「<u>百分の三</u>」と、同項第二号中「<u>百分の百十</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と、「<u>百分の九十</u>」とあるのは「<u>百分の五十二・五</u>」と、「<u>百分の八十八</u>」とあるのは「<u>百分の五十</u>」と、「<u>百分の七十二</u>」とあるのは「<u>百分の四十二</u>」と、「<u>百分の六十六</u>」とあるのは「<u>百分の三十七・五</u>」と、「<u>百分の五十四</u>」とあるのは「<u>百分の三十一・五</u>」と、「<u>百分の三十三</u>」とあるのは「<u>百分の十八・七五</u>」と、「<u>百分の二十七</u>」とあるのは「<u>百分の十五・七五</u>」と、同項第三号中「<u>百分の百十</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と、「<u>百分の九十</u>」とあるのは「<u>百分の五十二・五</u>」</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の三十</u> <u>五</u></p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の二十八</u></p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 <u>百分の二十一</u></p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 <u>百分の十・五</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「<u>百分の三十五</u>」とあるのは「<u>百分の二十</u>」と、「<u>百分の二十八</u>」とあるのは「<u>百分の十六</u>」と、「<u>百分の二十一</u>」とあるのは「<u>百分の十二</u>」と、「<u>百分の十・五</u>」とあるのは「<u>百分の六</u>」と、同項第一号中「<u>百分の百十</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と、「<u>百分の九十</u>」とあるのは「<u>百分の五十二・五</u>」と、「<u>百分の八十八</u>」とあるのは「<u>百分の五十</u>」と、「<u>百分の七十二</u>」とあるのは「<u>百分の四十二</u>」と、「<u>百分の六十六</u>」とあるのは「<u>百分の三十七・五</u>」と、「<u>百分の五十四</u>」とあるのは「<u>百分の三十一・五</u>」と、「<u>百分の三十三</u>」とあるのは「<u>百分の十八・七五</u>」と、「<u>百分の二十七</u>」とあるのは「<u>百分の十五・七五</u>」と、同項第三号中「<u>百分の百十</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と、「<u>百分の九十</u>」とあるのは「<u>百分</u>」</p>

と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十七」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

4―6 (略)

の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

4―6 (略)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の三十五</u></p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の二十八</u></p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 <u>百分の二十一</u></p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 <u>百分の十・五</u></p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の百二・五</u> (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>百分の八十二・五</u>)</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の八十二</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の六十六</u>)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 <u>百分の六十一・五</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の四十九・五</u>)</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 <u>百分の三十・七五</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の二十四・七五</u>)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 在職期間が六箇月の場合 <u>百分の百二・五</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の八十二・五</u>)</p> <p>ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 <u>百分の八十二</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の六十六</u>)</p> <p>ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 <u>百分の六十一・五</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の四十九・五</u>)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の二十</u></p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の十六</u></p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 <u>百分の十二</u></p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 <u>百分の六</u></p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の百十</u> (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>百分の九十</u>)</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の八十八</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の七十二</u>)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 <u>百分の六十六</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の五十四</u>)</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 <u>百分の三十三</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の二十七</u>)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 在職期間が六箇月の場合 <u>百分の百十</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の九十</u>)</p> <p>ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 <u>百分の八十八</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の七十二</u>)</p> <p>ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 <u>百分の六十六</u> (特定幹部職員にあつては、<u>百分の五十四</u>)</p>

あつては、百分の四十九・五)

二 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十・七五 (特定幹部職員にあつては、百分の二十四・七五)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十四・七五」とあるのは「百分の十四・二五」と、同項第三号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十四・七五」とあるのは「百分の十四・二五」とする。

4-6 (略)

ては、百分の五十四)

二 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十三 (特定幹部職員にあつては、百分の二十七)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の十」と、「百分の十六」とあるのは「百分の八」と、「百分の十二」とあるのは「百分の六」と、「百分の六」とあるのは「百分の三」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

4-6 (略)

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「<u>百分の二十</u>」とあるのは「<u>百分の二十五</u>」と、「<u>百分の十六</u>」とあるのは</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「<u>百分の百十</u>」とあるのは「<u>百分の百五十</u>」と、「<u>百分の八十八</u>」とあるのは</p>

「百分の二十」と「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

3 (略)

は「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

3 (略)

第四条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十三・五」と、同項第三号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十三・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第三条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p>

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十三・五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十三・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手</p>

当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第八条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とある</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百</p>

のは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十三・五」と、同項第三号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十三・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十八」と、「百分の十一」とあるのは「百分の二十一」と、「百分の六」とあるのは「百分の十・五」とする。</p> <p>21 前項の場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 日額による支給の場合 基礎報酬日額に算定期間(期末手当基準日(三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。第九条第二</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 日額による支給の場合 基礎報酬日額に算定期間(期末手当基準日(三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。第九条第二項において同じ。))以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間をいう。以下同じ。)におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>二 月額による支給の場合 基礎報酬月額</p> <p>三 時間額による支給の場合 基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p>

<p>項において同じ。)以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間をいう。以下同じ。)におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>二 月額による支給の場合、基礎報酬月額</p> <p>三 時間額による支給の場合、基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>3 任用期間が六月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して六月以上となった場合には、当該会計年度内において、前項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 任用期間が六月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して六月以上となった場合には、当該会計年度内において、前項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

第十条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の三十一・五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の三十一・五」とする。</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十八」と、「百分の十二」とあるのは「百分の二十一」と、「百分の六」とあるのは「百分の十・五」とする。</p> <p>2 4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定、第四条の規定、第六条の規定、第八条の規定及び第十条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

人事委員会の令和三年十月八日付けの給与勧告などを考慮して、職員の期末手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の理由

人事委員会の令和三年十月八日付けの給与勧告などを考慮して、職員の期末手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

(一) 令和三年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
職員	三月	100分の110	100分の110
再任用職員	三月	100分の10	100分の10

(二) 令和四年度以降の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	100分の112.5	100分の110
	十二月	100分の112.5	100分の110
	三月	100分の110	100分の110
特定幹部職員	六月	100分の112.5	100分の110
	十二月	100分の112.5	100分の110
	三月	100分の110	100分の110
再任用職員(特定幹部職員を除く。)	六月	100分の112.5	100分の110
	十二月	100分の112.5	100分の110
	三月	100分の110	100分の110
再任用の特定幹部職員	六月	100分の112.5	100分の110
	十二月	100分の112.5	100分の110
	三月	100分の110	100分の110

2 任期付研究員の給与改定

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

(一) 令和三年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
-----	-----	-------	-----

任期付研究員	三月	100分の三五	100分の三五
--------	----	---------	---------

(一) 令和四年度以降の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
任期付研究員	六月	100分の一四五	100分の一五〇
	一二月	100分の一四五	100分の一五〇
	三月	100分の三五	100分の二五

3 特定任期付職員の給与改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

(一) 令和三年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	三月	100分の三五	100分の三五

(二) 令和四年度以降の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	六月	100分の一四五	100分の一五〇
	一二月	100分の一四五	100分の一五〇
	三月	100分の三五	100分の二五

4 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定等

(一) 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給に係る規定を整備する。

(二) 短時間勤務会計年度任用職員に支給される令和四年度以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
短時間勤務会計年度任用職員	六月	100分の一〇五	100分の一一〇
	一二月	100分の一〇五	100分の一一〇

5 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

(一) 令和三年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特別職の職員等	三月	100分の三五	100分の三五

(二) 令和四年度以降の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特別職の職員等	六月	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一五〇
	一二月	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一五〇
	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の二五

三 施行期日

- 1 二一(一)、二二(一)、二三(一)、二四(一)及び二五(一)の改正 公布の日
- 2 1以外の改正 令和四年四月一日

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百三条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、くき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

3 地方公営企業法

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

県第 号議案

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
の一部を改正する条例案

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失職の特例) 第五条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする ことができる。	(失職の特例) 第五条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする ことができる。
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、失職させないことができる範囲を、公務遂行中の過失による交通事故以外の事故に拡充するため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 の一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の要旨

禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、失職させないことができる範囲を、公務遂行中の過失による交通事故以外の事故に拡充するため、必要な改正を行う。

二 施行期日

公布の日

三 根拠法令

地方公務員法

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第二十八条

④ 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

令和3年12月8日

広島県知事様
(人事課)

広島県教育委員会
(総務課)

議案に対する意見聴取について(回答)

令和3年12月6日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。